

# マイナポータル等連携プラットフォーム API

## 利用ガイドライン

令和5年8月

国税庁課税部個人課税課

国税庁課税部法人課税課

## 目次

1	はじめに.....	1
	(1) ガイドラインの目的.....	1
	(2) 用語の定義.....	1
	(3) マイナポータル等連携 PF API とは.....	1
2	API 概要.....	2
	(1) 概要.....	2
	(2) 想定されるユースケース.....	2
	(3) 画面遷移のイメージ.....	2
	(4) 取得可能な控除証明書等.....	7
	(5) 取得可能な曜日及び時間.....	7
	(6) 控除証明書等を取得するための絞り込み条件.....	8
	(7) 納税者等が用意すべきもの.....	8
	(8) マイナポータル等連携 PF API のバージョン管理について.....	8
3	マイナポータル等連携 PF API を利用するための手続.....	9
	(1) API 連携の利用検討及び仕様公開申請.....	9
	(2) 開発.....	9
	(3) ユニーク ID の発行申請.....	10
	(4) 連動テスト及び本番環境利用.....	10
4	マイナポータル等連携 PF API 利用開始後の手続.....	11
	(1) 利用者情報に変更が生じた場合.....	12
	(2) ユニーク ID の利用を停止する場合.....	12
5	よくある質問 (Q & A).....	12
6	お問合せについて.....	12

## 改訂履歴

年月	項目	改訂内容等
R2.3		新規作成
R2.6	本文改訂	仕様公開申請手続を、書面による申請から入力フォームによる申請に変更 (P8)
R3.12	本文改訂	令和4年1月向けのマイナポータル等連携プラットフォームがリリースされることに伴う画面イメージの差替え等
R4.12	本文改訂	補足事項等の追記 (P1)、(P7)、(P9)、(P10)、(P11)、(P12) 取得可能な控除証明書等の追加 (P7)
R5.8	本文改訂	① 3の(5)「本番環境申請」について、本番環境利用開始後に新たに連動テストを実施した場合の手続を追記 (P11) ② 4の(3)「要求元アプリの秘密鍵を更新する場合」について、必要な手続を新規に記載 (P12) ③ 6「お問合せについて」、問合せ前の留意事項を追記 (P13)

# 1 はじめに

## (1) ガイドラインの目的

本ガイドラインは、国税庁が提供する「マイナポータル等連携プラットフォーム API」（以下、「マイナポータル等連携 PF API」といいます。）の概要及びマイナポータル等連携 PF API を利用するための手続等を、利用者にわかりやすく解説することを目的としています。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の検討（法制面を含みます。）や技術動向により、事前に通知を行うことなく変更される場合があります。継続してマイナポータル等連携 PF を利用される場合は、定期的に本ガイドラインが変更されていないか確認する必要があります。

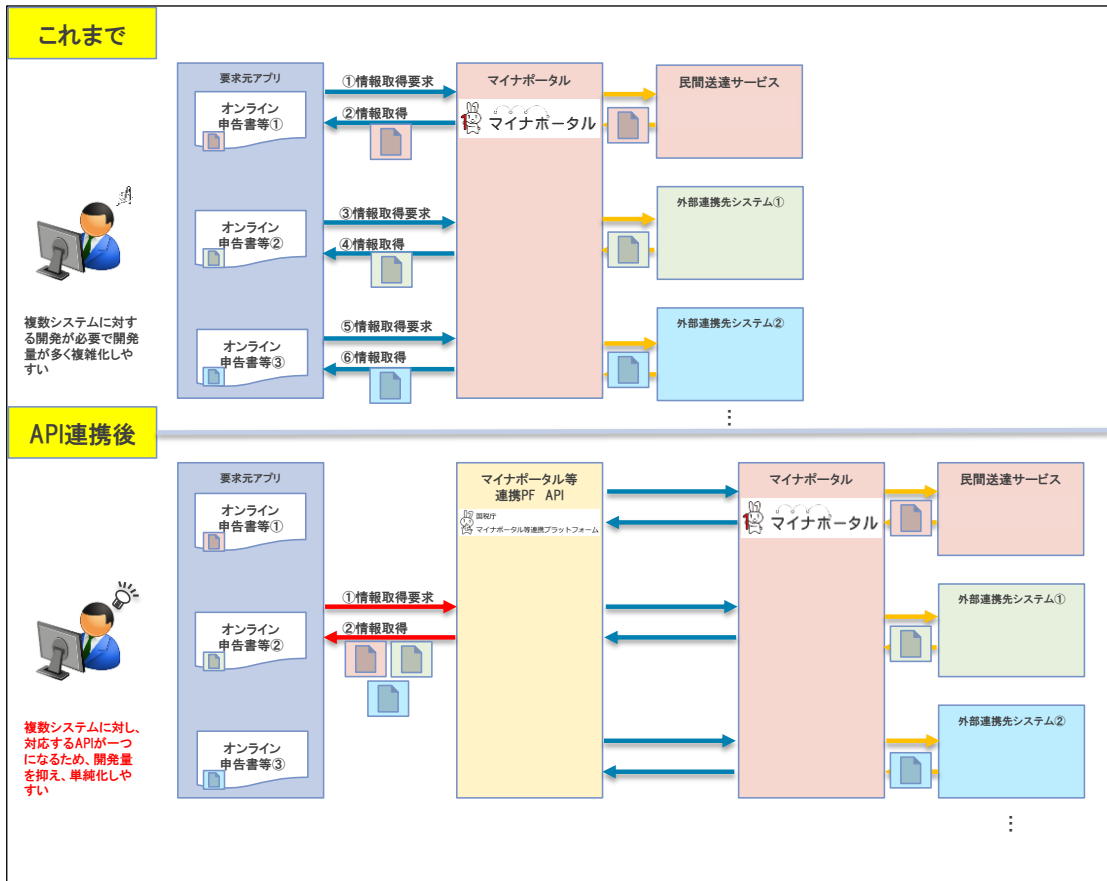
## (2) 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語の定義は、マイナポータル等連携プラットフォーム利用規約第 2 条に準じます。

## (3) マイナポータル等連携 PF API とは

マイナポータル等連携 PF とは、国税庁が提供する API の 1 つです。  
利用者が提供する要求元アプリと、マイナポータルの情報連携を実現する API です。

【図 1】マイナポータル等連携 PF API

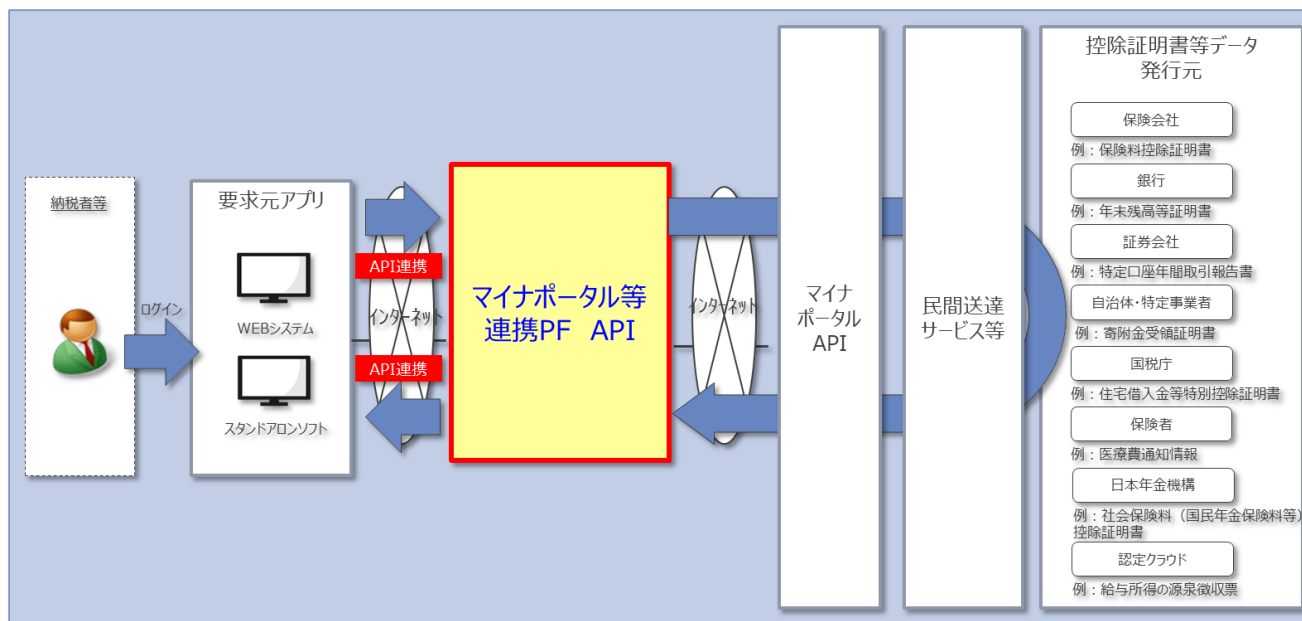


## 2 API 概要

### (1) 概要

マイナポータル等連携 PF API によりマイナポータルと要求元アプリを連携することで、納税者等がマイナポータルから控除証明書等を安全かつスピーディに取得し、要求元アプリにおいて利用することが可能となります。

【図2】API 概要



### (2) 想定されるユースケース

例えば、納税者等が、年末調整手続及び確定申告手続の際に必要な控除証明書等をマイナポータルから取得することで、要求元アプリにおいて年末調整手続及び確定申告手続を円滑に進めることが可能となります。

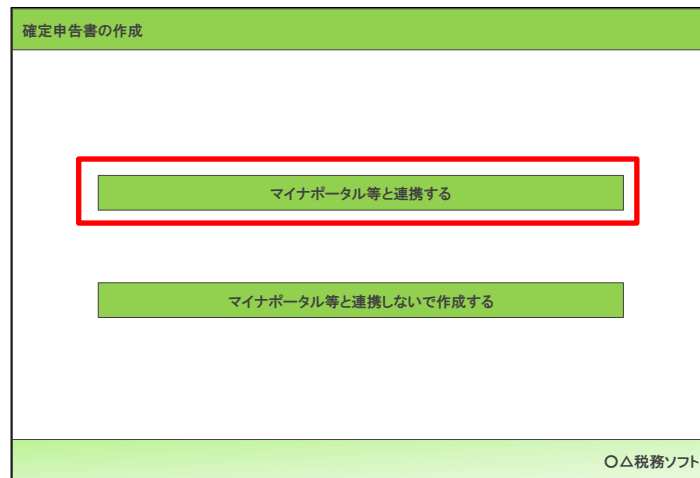
### (3) 画面遷移のイメージ

(2)で示したユースケースについて、画面遷移のイメージを示します。

なお、本ガイドラインに記載の画面遷移イメージは Web システムをユースケースとしたものであるため、スタンドアロンソフトを利用する場合は、マイナポータル等連携 PF API 画面が異なる場合があります。

- ① 納税者等は、確定申告書作成画面において「マイナポータル等と連携する」ボタンを押下します。

【図3】画面遷移のイメージ



- ② マイナポータル画面に遷移し、マイナポータル等連携プラットフォームを通じてマイナポータルから情報を取得する旨及びマイナポータルの利用規約について同意確認の上、マイナンバーカードの認証方法を選択し、マイナンバーカードを利用して本人確認を行います。

【図4】画面遷移のイメージ



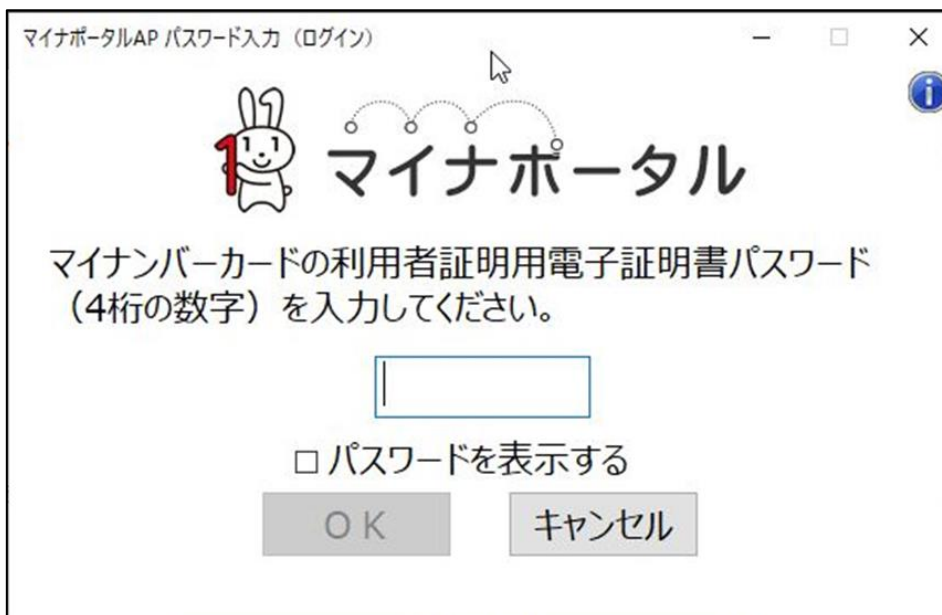
【図5】画面遷移のイメージ



【図6】画面遷移のイメージ



【図7】画面遷移のイメージ



- ③ マイナポータル画面において、控除証明書等を要求元アプリに提供することについて、納税者等に確認します。

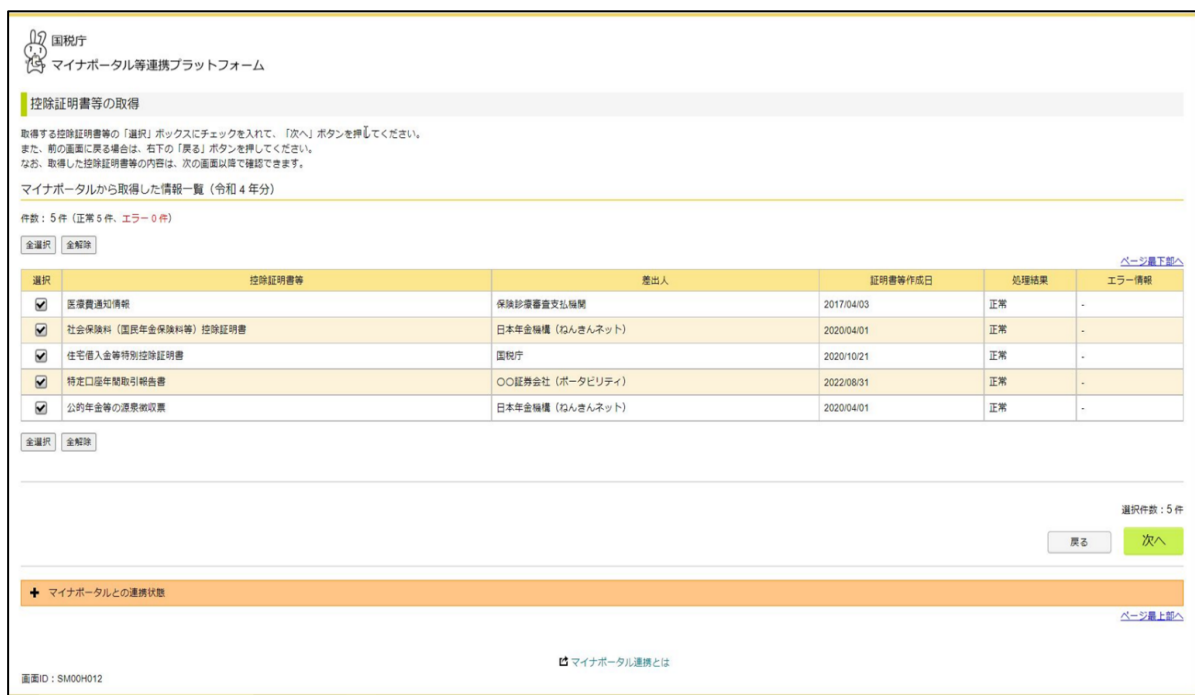
【図8】画面遷移のイメージ





- ④ マイナポータルから取得する控除証明書等の一覧が表示されます。  
取得する控除証明書等の「選択」欄にチェックがあることを確認の上、「次へ」ボタンを押下します。

【図9】画面遷移のイメージ



- ⑤ 要求元アプリ画面に遷移し、マイナポータルから取得した控除証明書等を確認します。

【図10】画面遷移のイメージ



#### (4) 取得可能な控除証明書等

マイナポータルから取得可能な控除証明書等は、次のとおりです。

なお、税制改正等により取得可能な控除証明書等が増える可能性があります。

また、マイナポータルから取得可能な控除証明書等は、e-Tax 仕様書に基づき作成されたものとなります。

【表 1】取得可能な控除証明書等

	控除証明書等	利用区分		取得可能時期
		年末調整	確定申告	
1	生命保険料控除証明書	○	○	令和 2 年10月以降
2	地震保険料控除証明書	○	○	令和 3 年10月以降
3	社会保険料（国民年金保険料等）控除証明書	○	○	令和 5 年 1 月以降
4	年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書	○	○	令和 2 年10月以降
5	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	○	○	令和 2 年10月以降
6	寄附金受領証明書	-	○	令和 4 年 1 月以降
7	寄附金受領証明書（複数寄附対応用）	-	○	令和 4 年 1 月以降
8	寄附金控除に関する証明書	-	○	令和 4 年 1 月以降
9	特定口座年間取引報告書（令和 2 年以降用）	-	○	令和 3 年 1 月以降
10	公的年金等の源泉徴収票	-	○	令和 5 年 1 月以降
11	医療費通知（お知らせ）	-	○	令和 4 年 2 月以降

#### (5) 取得可能な曜日及び時間

納税者等が、マイナポータルから控除証明書等を取得するためには、マイナポータル及び民間送達サービスが稼働している必要があります。

【表 2】マイナポータルの運用日・時間

項番	サーバの運用日・時間
1	24 時間 365 日

【表 3】民間送達事業者の運用日・時間

項番	民間送達サービス	サーバの運用日・時間	備考
1	野村総合研究所「e-私書箱」	24 時間・365 日	メンテナンス等により一時的に利用できない場合あり
2	日本郵便株式会社「MyPost」		
3	(株)シフトセブンコンサルティング 「ふるさと納税 e-Tax 連携サービス」		

(6) 控除証明書等を取得するための絞り込み条件

利用者が、控除証明書等を取得するための絞り込み条件は、次のとおりです。  
なお、絞り込み条件を設定しない場合は、控除証明書の取得できません。

【表4】絞り込み条件

項番	用語	説明
1	取得情報種別	本人分又は被代理人分いずれの控除証明書等を取得するかを識別するフラグを設定する。
2	手続き種別	年末調整手続又は確定申告手続いずれの控除証明書等を取得するかを識別するフラグを設定する。
3	取得年分	取得する控除証明書等の発行年分を西暦で設定する。 なお、マイナポータルから各種証明書等を取得する場合は、単年ずつのみ指定が可能です。

(7) 納税者等が用意すべきもの

納税者等は、マイナポータルにアクセスし、マイナンバーカード（利用者証明用電子証明書）による本人確認を行う必要があります。

なお、マイナポータルにアクセスするためには、パソコン及びカードリーダーライタ又はマイナンバーカードの読み取り可能なスマートフォンが必要です。詳細は、マイナポータルサイト (<https://img.myna.go.jp/html/dousakankyou.html>) をご確認ください。

(8) マイナポータル等連携 PF API のバージョン管理について

マイナポータル等連携 PF API はバージョン管理を行わないため、マイナポータル等連携 PF API の仕様変更の取り込みを行わない場合は、マイナポータルの API 連携が正常に動作しない可能性があります。

そのため、国税庁公表サイトにおいて、仕様変更の有無を適宜確認する必要があります。

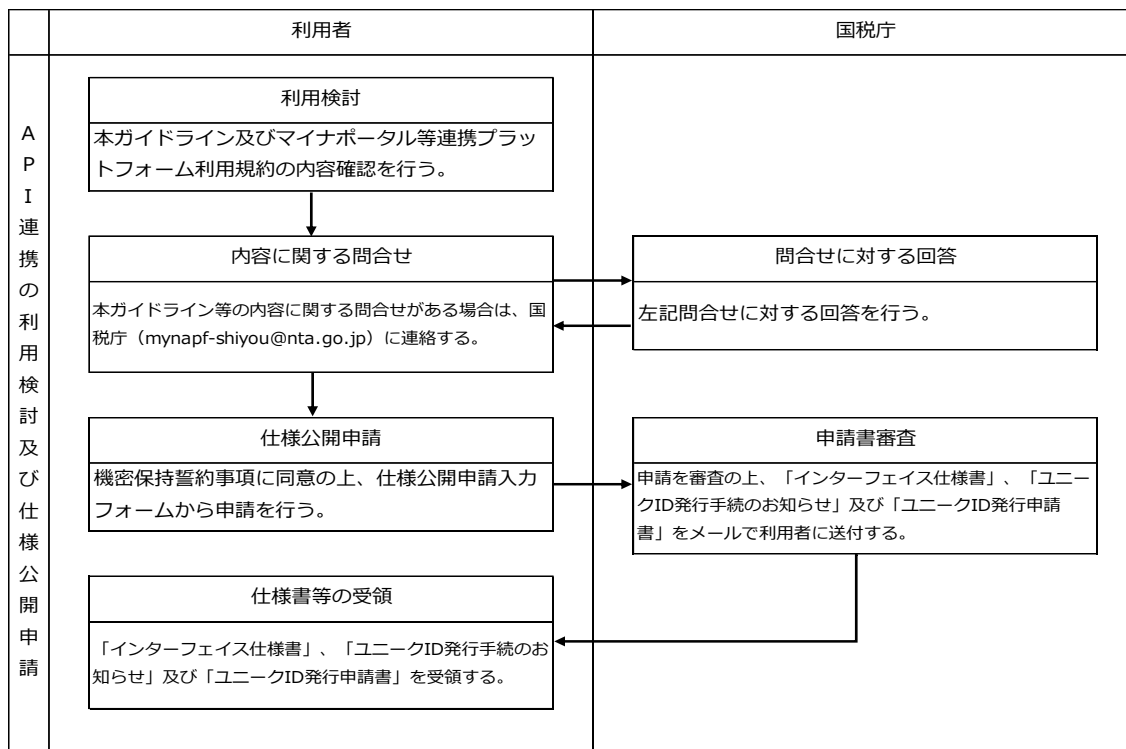
### 3 マイナポータル等連携 PF API を利用するための手続

利用者がマイナポータル等連携 PF API を利用するための手続は、次のとおりです。

#### (1) API 連携の利用検討及び仕様公開申請

はじめに、本ガイドライン及びマイナポータル等連携プラットフォーム利用規約の内容を確認し、機密保持誓約事項に同意の上、仕様公開申請入力フォームから申請を行います。

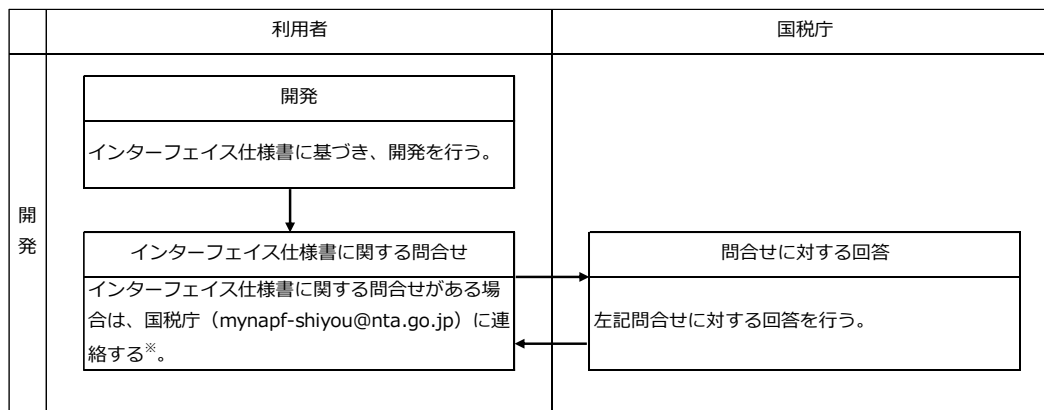
【表 5】 API 連携の利用検討及び仕様公開申請



#### (2) 開発

インターフェイス仕様書等に基づき、開発を行います。

【表 6】 開発



※ 問合せは多数に及ぶことがあるため、回答までに1週間程度必要とする場合があります。開発に際しては、問合せに要する時間も考慮いただき、余裕をもって問合せいただく必要があることにご留意ください。

### (3) ユニーク ID の発行申請

マイナポータル等連携 PF API の利用に当たっては、国税庁が発行するユニーク ID が必要です。

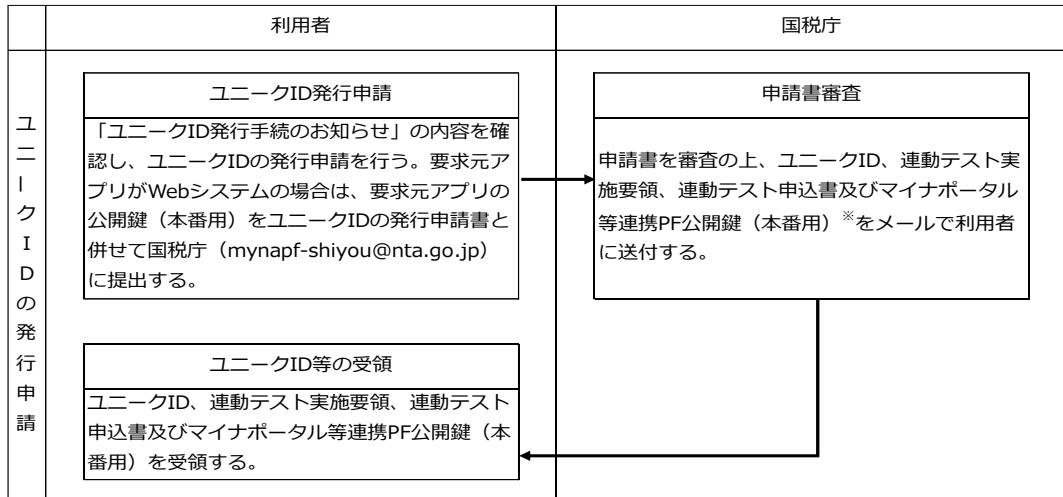
ユニーク ID を利用することで、マイナポータル連携プラットフォームと、要求元アプリを API 連携することが可能となります。

「ユニーク ID 発行手順のお知らせ」を確認し、ユニーク ID の発行申請を行います（申請に当たり、開発が完了している必要はありません。）。

なお、要求元アプリが Web システムの場合は、要求元アプリの公開鍵（本番用）をユニーク ID の発行申請書と併せてメールで提出します。

また、要求元アプリの公開鍵（本番用）は、セキュリティ維持のため 2 年おきに更新することを利用規約で定めております。そのため、継続してマイナポータル等連携 PF を利用する場合は、必ず定期的に要求元アプリの公開鍵（本番用）を更新する必要があります。なお、公開鍵を更新する場合は、半年前を目途に、国税庁 ([mynapf-shiyou@nta.go.jp](mailto:mynapf-shiyou@nta.go.jp)) へ新しい要求元アプリの公開鍵（本番用）を提供してください。

【表 7】ユニーク ID の発行申請

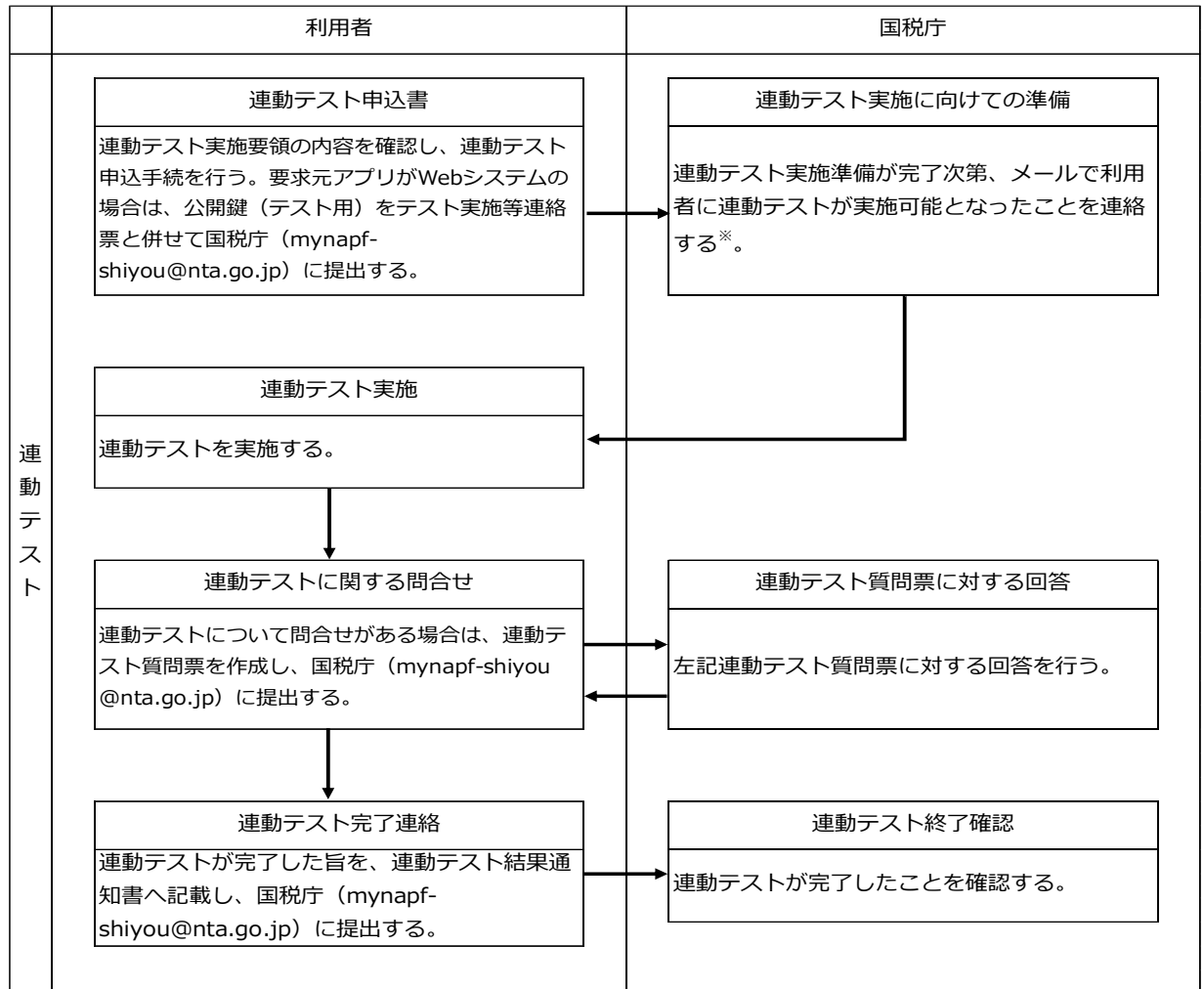


※ マイナポータル等連携 PF 公開鍵（本番用）について、国税庁は、セキュリティ維持のため 2 年おきに更新します。なお、新しい公開鍵は、1 年おきに国税庁公表サイトに公表しますので、継続してマイナポータル等連携 PF を利用する場合は、定期的に要求元アプリへ取り込みを行う必要があることにご留意ください。

#### (4) 連動テスト

連動テストを行う場合は、「テスト実施等連絡票」及び要求元アプリが Web システムの場合は公開鍵（テスト用）をメールで提出します。

【表 8】連動テスト及び本番環境利用



※ テスト環境へのアクセス権限については、テスト実施等連絡票の連動テスト希望期間終了後、適宜のタイミングで削除することとなります。なお、連動テスト希望期間終了後において、連動テストが必要となった際は、再度、申し込みする必要があります。

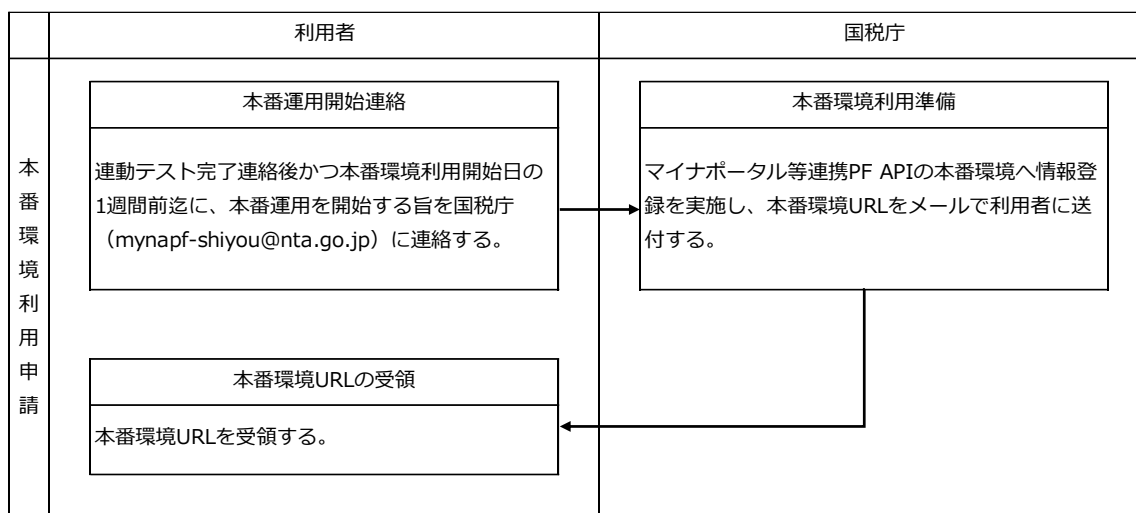
#### (5) 本番環境申請

連動テスト完了連絡後、本番環境利用開始予定日の 1 週間前迄に「本番運用開始連絡票」を国税庁（[mynapf-shiyou@nta.go.jp](mailto:mynapf-shiyou@nta.go.jp)）に提出します。

なお、本番環境利用開始後に新たにテスト期間を設定して連動テストを実施する場合は、当該連動テストの完了連絡後、本番環境利用開始予定日の 1 週間前迄に、再度「本番運用開始連絡票」を提出する必要があります。

また、要求元アプリが Web システムの場合は、再度の「本番運用開始連絡票」の提出に併せて、要求元アプリの公開鍵（本番用）の更新が必要ないかを確認し、更新が必要な場合は併せて提出してください。

【表9】本番環境利用



#### 4 マイナポータル等連携 PF API 利用開始後の手続

利用者が行うマイナポータル等連携 PF API 利用開始後の手続は、次のとおりです。

##### (1) 利用者情報に変更が生じた場合

ユニーク ID 発行申請時における利用者情報に変更が生じた場合は、ユニーク ID 及び利用者情報の変更内容を、国税庁公表サイトの「ユニーク ID 利用者情報変更届出入口フォーム」に入力の上、提出します。

##### (2) ユニーク ID の利用を停止する場合

利用を停止するユニーク ID を、国税庁公表サイトの「ユニーク ID 利用停止届出入口フォーム」に入力の上、提出します。

##### (3) 要求元アプリの秘密鍵を更新する場合

本番環境利用開始後に要求元アプリの秘密鍵を更新する場合は、秘密鍵の更新に合わせて国税庁で登録している公開鍵も更新する必要があります。そのため、新しい秘密鍵の本番環境利用開始予定日の1週間前迄に「本番運用開始連絡票」及び新しい公開鍵(本番用)を国税庁 (mynapf-shiyou@nta.go.jp) に提出する必要があります。

#### 5 よくある質問 (Q & A)

「よくある質問 (Q & A)」につきましては、国税庁公表サイトに記載しています。  
[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mnp\\_question/question.htm#mn1](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/mnp_question/question.htm#mn1)

#### 6 お問い合わせについて

マイナポータル等連携 PF API に関するお問合せは、国税庁課税部個人課税課・法人課税課マイナポータル等連携 PF 担当者宛 (mynapf-shiyou@nta.go.jp) に連絡願います。

なお、お問合せは多数に及ぶことがあるため、回答までに1週間程度必要とする場合があります。開発に際しては、問合せに要する時間も考慮いただき、余裕をもって問合せいただく必要があることにご留意ください。

また、連動テスト時の操作誤り等に基づくエラーに係る問合せが発生しております。お問合せに際しては、事前にインターフェイス仕様書及び連動テスト実施要領を確認いただくなど、設定方法や操作方法に問題がないかを事前に確認いただくようお願いします。